

～産前・産後、育児休業、復職まで～

- 制度利用者実施事項
- 会社・上司実施事項

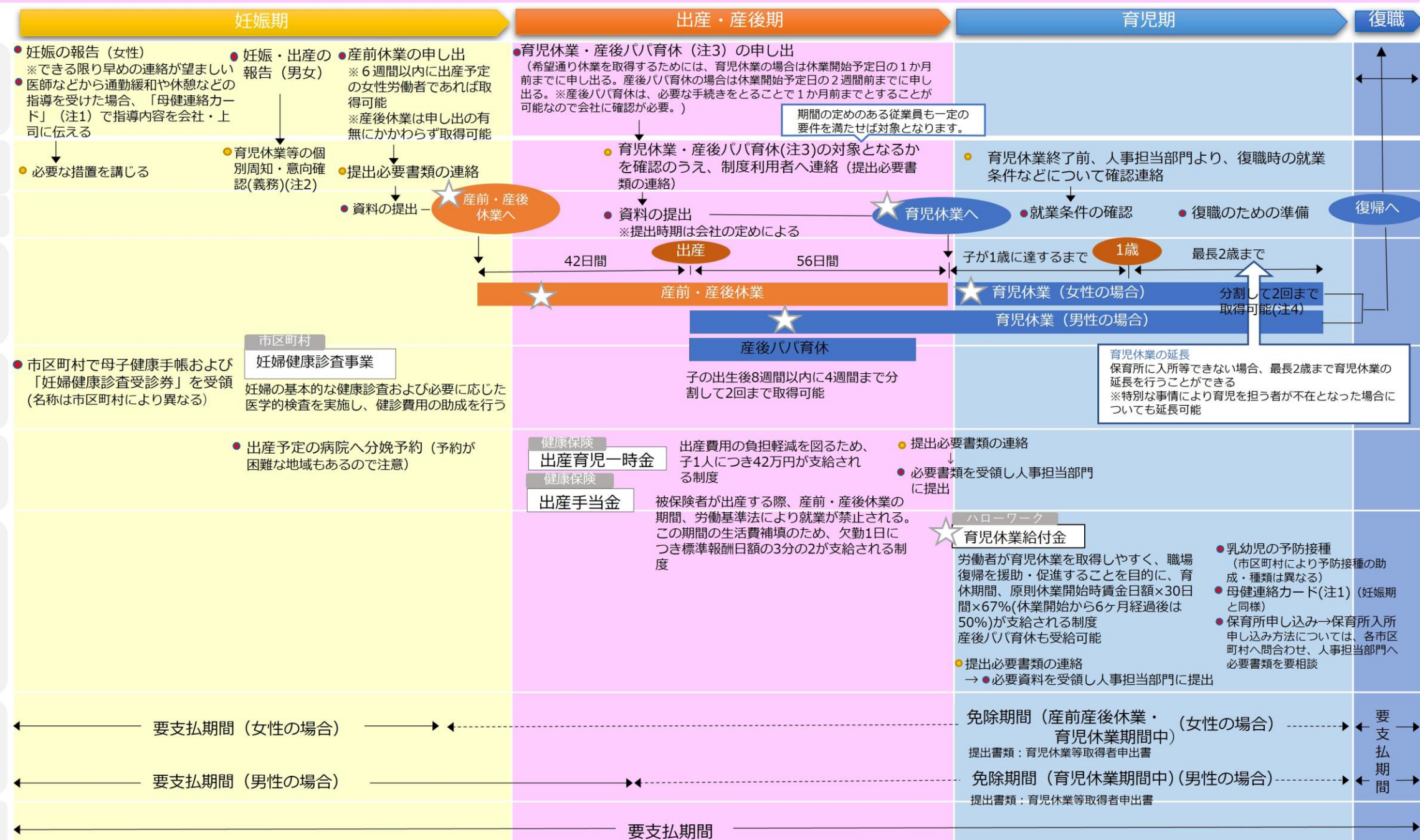
報告・連絡
手続きなど
実施事項

休業

(公) 妊娠・出産・育児支援制度 (被保険者のみ)

支援制度など

保険



(注1)「母健連絡カード」の正式名称は「母性健康管理指導事項連絡カード」 (注2)育児休業等の個別周知・意向確認の施行日は令和4年4月1日 (注3)産後パパ育休の施行日は令和4年10月1日 (注4)育児休業の分割(2回)の施行日は令和4年10月1日